

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 30日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 神戸市中央区浜辺通5-1-14
神戸商工貿易センタービル21階
氏名 住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 神戸支店
神戸支店長 早野 孝雄
電話番号 078-232-3751
住所 姫路市豊沢町137
姫路センタービル5階
氏名 住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 姫路支店
姫路支店長 小川 裕二
電話番号 079-223-1880

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 神戸支店 住友林業株式会社 住宅・建築事業本部 姫路支店
事業場の所在地	神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル21階(神戸支店) 姫路市豊沢町137 姫路センタービル5階(姫路支店)
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	0651 木造建築工事業
②事業の規模	13,859,301百万円(連結・2021/12期)
③従業員数	住友林業株式会社5,611名 / 神戸支店75名, 姫路支店41名(2022/4)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	■廃プラ、繊維くず、金属くず、石膏ボード、木くず(新築) →中間処理業者に委託し、選別後それぞれ再生業者にて再資源化。 ■ガラス・陶磁器くず、石膏ボード(解体一部)、がれき類 →中間処理業者に委託し、選別後最終処分業者にて埋立処分。 ■木くず、コンクリート(解体) →再生業者に委託し、それぞれ再生業者にて再資源化。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙3のとおり

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) [新築系] ・部材のプレカット実施 ・現場搬入部材の最小化(CAD積算数量の精査) ・部材のリユースの実施 [解体系] ・分別解体の実施 ・木くずリサイクルルートの構築		
②計画	【目標】 現状システムの更なる推進を図る。		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・木質材以外のプレカットの実施(例：サディング、石膏ボード等) ・省梱包化 ・部材のリユース促進 ・現場搬入部材最小化チェックの実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・新築系：木くず、廃プラスチック、ダンボール(紙くず)、石膏ボード、金属くず、その他の不燃物、その他の可燃物の7分別の実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工務店及び工事店の作業者への教育指導及び安全環境パトロールでの実施状況監視確認

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項 **別紙1, 2のとおり**

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・委託契約による中間処理場(再生含)での廃棄物の適正処理の実施 ・分別回収と分別解体の実施 			

(第5面)

②計画	【目標】 徹底した分別と品目別回収によるリサイクル率の向上 別紙1, 2のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 毎年2回の中間処理場視察による適正処理の確認 ・ 木くずの指定・認定チップ工場への搬入によるリサイクル推進		

(第6面)

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和3年度)実績量

計画：今年度(令和4年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項				自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項							
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
0100燃え殻																				
0200汚泥																				
0300廃油																				
0400廃酸																				
0500廃アルカリ																				
0600廃プラスチック類	76.659	68.993									76.659	68.993	73.268	65.941	73.979	66.581	0.068	0.061	0.000	0.000
0700紙くず	76.942	69.248									76.942	69.248	76.942	69.248	76.942	69.248	0.057	0.051	0.000	0.000
0800木くず	371.167	334.050									371.167	334.050	151.119	136.007	371.167	334.050	0.047	0.042	0.000	0.000
0900繊維くず	5.922	5.330									5.922	5.330	3.902	3.512	5.326	4.793	0.000	0.000	0.000	0.000
1000動植物性残渣																				
1100ゴムくず																				
1200金属くず	48.967	44.070									48.967	44.070	23.547	21.192	48.967	44.070	0	0	0	0
1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	252.638	227.374									252.638	227.374	106.995	96.296	194.258	174.832	0	0	0	0
1400鉱さい																				
1500がれき類	886.418	797.776									886.418	797.776	204.018	183.616	735.41	661.869	0	0	0	0
1600動物のふん尿																				
1700動物の死体																				
1800ばいじん																				
2020建設系混合廃棄物(管理型含む)(以下、資源物を含む)	225.934	203.341									225.934	203.341	75.894	68.305	183.634	165.271	0	0	0	0
2420ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物)	6.120	5.508									6.120	5.508	6.120	5.508	0	0	0	0	0	0
2430廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	0.380	0.342									0.380	0.342	0.380	0.342	0	0	0	0	0	0
2440がれき類(石綿含有産業廃棄物)	7.480	6.732									7.480	6.732	7.480	6.732	0	0	0	0	0	0
合計	1958.627	1762.764	0	0	0	0	0	0	0	0	1958.627	1762.764	729.665	656.699	1689.683	1520.715	0.172	0.155	0.000	0.000

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	0651 木造建築工事業
②事業の規模	839,881百万円（連結・2020/12期）
③従業員数	住友林業株式会社：5,560名 / 神戸支店：78名，姫路支店：42名(2021/5)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃プラ、繊維くず、金属くず、石膏ボード、木くず(新築) →中間処理業者に委託し、選別後それぞれ再生業者にて再資源化。 ■ ガラス・陶磁器くず、石膏ボード(解体一部)、がれき類 →中間処理業者に委託し、選別後最終処分業者にて埋立処分。 ■ 木くず・コンクリート(解体) →再生業者に委託し、それぞれ再生業者にて再資源化。

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等，別紙を参照）

別紙③のとおり

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>〔新築系〕 ・部材のプレカット実施 ・現場搬入部材の最小化(CAD積算数量の精査) ・部材のリユースの実施</p> <p>〔解体系〕 ・分別解体の実施 ・木くずリサイクルルートの構築</p>
②計画	<p>（今後実施する予定の取組）現状システムの更なる推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質材以外のプレカットの実施(例：サイディング、石膏ボード等) ・省梱包化 ・部材のリユース促進 ・現場搬入部材最小化チェックの実施

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築系：木くず、廃プラスチック、ダンボール(紙くず)、石膏ボード、金属くず、その他の不燃物、その他の可燃物の7分別の実施。
②計画	<p>（今後，分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工務店及び工事店の作業員への教育指導及び安全環境パトロールでの実施状況監視。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託契約による中間処理場(再生含)での廃棄物の適正処理の実施。 ・分別回収と分別解体の実施。
②計画	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・毎年2回の中間処理場視察による適正処理の確認。 ・木くずの指定・認定チップ工場への搬入によるリサイクル推進。

別紙3 (管理体制図)

管理体制図

